

災害から自分の身を守りましょう！

避難行動要支援者支援制度のご案内

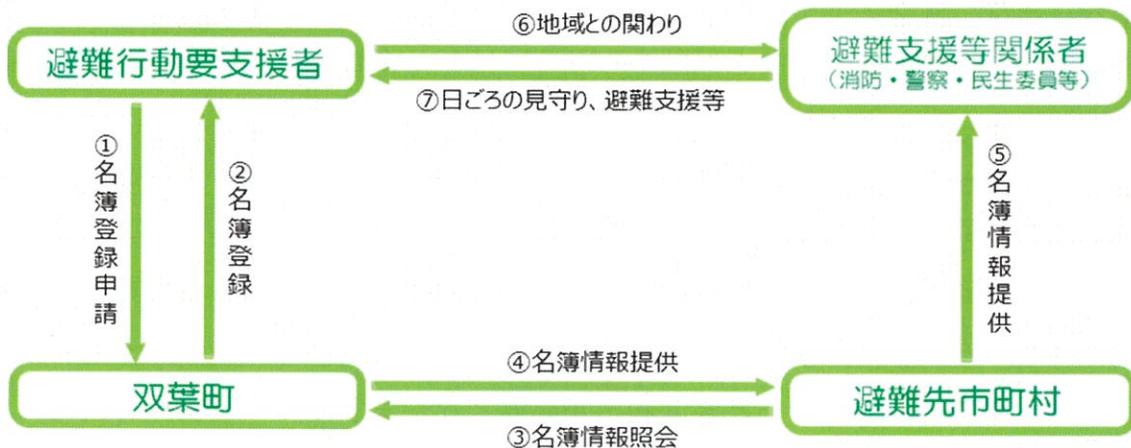
「避難行動要支援者」とは、高齢者や障害のある方等で災害発生時や発生する恐れがあるときに自ら避難することが困難であり、特に支援を必要とする方です。この制度は、特に支援が必要な方の名簿（避難行動要支援者名）を作成し、名簿の情報を普段から警察、消防等の避難支援関係者に提供することで、災害時の安否確認や支援等に活用いただくものです。

双葉町では、避難先においても災害に備えることができるよう「避難行動要支援者名簿」の作成を進めています。

■制度のしくみ

双葉町の避難行動要支援者名簿に登録された情報は、避難先の市町村より照会があった際に提供されます。

避難先市町村では、名簿情報を平常時から消防、警察、民生委員等の避難支援関係者に提供し、避難支援等に役立っています。日ごろの見守り活動等にも活用する市町村もあります。



■名簿情報の提供先

- ・警察
- ・消防
- ・自主防災組織
- ・社会福祉協議会
- ・民生委員・児童委員
- ・自主防災組織 等

■対象者

在宅で生活しており、災害時に自力で避難することが困難な方で、特に支援が必要な方。施設・病院に入所・入院されている方は対象になりません。

双葉町では以下のいずれかに該当する方を対象としています。

- ①要介護3以上の方
- ②身体障害者手帳1級・2級の方
- ③療育手帳重度(A)の方
- ④精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑤特定疾患医療費(指定難病)受給者証が交付されている方
- ⑥65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみ世帯の方
- ⑦その他特に支援が必要と町が認める方



■登録方法

「避難行動要支援者名簿登録申請書」を健康福祉課まで提出してください。なお、双葉町では避難支援等関係者への名簿情報提供についての同意書を兼ねています。

登録に必要な個人情報

- ①氏名 ②性別 ③生年月日 ④住所及び居所 ⑤電話番号 ⑥家族構成
⑦緊急連絡先 ⑧かかりつけの病院等 ⑨避難支援を必要とする事由

*登録いただく個人情報は、災害時の緊急対策や平常時の見守り支援に使用するものであり、それ以外の用途で使用することはありません。

■その他

- ・災害発生時は、避難支援等関係者も被災者となる可能性があります。名簿への登録によって、災害時の避難支援を保証するものではありません。
- ・双葉町の名簿への登録情報は、避難先市町村から照会があった際に提供いたします。全国の市町村から照会があるわけではありませんので、災害に備え、避難先市町村においても登録いただくことをおすすめいたします。
- ・登録要件、登録方法、名簿情報の提供先等制度の内容は市町村によって異なります。詳しくは避難先市町村へご確認ください。
- ・名簿登録情報に変更が生じたときは届出が必要となりますので、下記へご連絡ください。

■お問い合わせ

双葉町役場 いわき事務所 健康福祉課

住所：いわき市東田町二丁目19-4

TEL：0246-84-5205 FAX：0246-84-5213